

議案第23号

平成24年度東京都東村山市一般会計補正予算（第5号）

上記の議案を東村山市議会に提出する。

平成25年3月15日提出

提出者 東村山市長 渡部 尚

平成24年度東京都東村山市一般会計補正予算（第5号）

平成24年度東京都東村山市一般会計補正予算（第5号）は、別紙に定めるところにより議決を得たい。

## 平成24年度東京都東村山市一般会計補正予算（第5号）

平成24年度東京都東村山市一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,755,687千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51,881,688千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、翌年度に繰越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加・変更・廃止は、「第3表 地方債補正」による。

平成25年3月15日提出

東京都東村山市長

渡 部 尚

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

款	項	補正前の予算額	補正予算額	補正後の予算額
1 市 税		千円 19,937,702	千円 206,106	千円 20,143,808
	1 市民税	9,959,936	130,869	10,090,805
	2 固定資産税	7,515,249	54,368	7,569,617
	3 軽自動車税	87,615	2,095	89,710
	4 市たばこ税	719,169	9,378	728,547
	6 都市計画税	1,655,733	9,396	1,665,129
2 地方譲与税		257,862	△13,959	243,903
	1 地方揮発油譲与税	80,189	△7,975	72,214
	2 自動車重量譲与税	177,673	△5,984	171,689
3 利子割交付金		126,410	△3,596	122,814
	1 利子割交付金	126,410	△3,596	122,814
4 配当割交付金		61,624	1,612	63,236
	1 配当割交付金	61,624	1,612	63,236
5 株式等譲渡所得割交付金		12,428	2,727	15,155
	1 株式等譲渡所得割交付金	12,428	2,727	15,155
6 地方消費税交付金		1,449,496	△30,995	1,418,501
	1 地方消費税交付金	1,449,496	△30,995	1,418,501
7 自動車取得税交付金		159,730	△12,879	146,851
	1 自動車取得税交付金	159,730	△12,879	146,851
8 地方特例交付金		86,183	60,488	146,671
	1 地方特例交付金	86,183	60,488	146,671
9 地方交付税		4,044,000	186,315	4,230,315
	1 地方交付税	4,044,000	186,315	4,230,315
11 分担金及び負担金		391,477	4,334	395,811
	1 負担金	391,477	4,334	395,811
12 使用料及び手数料		1,057,240	△434	1,056,806
	1 使用料	522,701	△8,685	514,016
	2 手数料	534,539	8,251	542,790
13 国庫支出金		8,824,629	97,776	8,922,405
	1 国庫負担金	7,900,845	△134,201	7,766,644
	2 国庫補助金	892,194	231,977	1,124,171
14 都支出金		7,127,637	△281,821	6,845,816
	1 都負担金	2,442,777	6,695	2,449,472
	2 都補助金	4,312,379	△286,125	4,026,254

款	項	補正前の予算額	補正予算額	補正後の予算額
		千円	千円	千円
	3 委託金	372,481	△2,391	370,090
15 財産収入		239,866	△179,981	59,885
	1 財産運用収入	1,763	1,917	3,680
	2 財産売払収入	238,103	△181,898	56,205
16 寄附金		1,611	25,902	27,513
	1 寄附金	1,611	25,902	27,513
17 繰入金		1,302,745	905,409	2,208,154
	1 基金繰入金	1,198,834	905,409	2,104,243
19 諸収入		736,041	25,713	761,754
	4 受託事業収入	449,697	△43,458	406,239
	5 収益事業収入	1	29,999	30,000
	6 雑入	243,622	39,172	282,794
20 市債		3,731,700	762,970	4,494,670
	1 市債	3,731,700	762,970	4,494,670
歳入合計		50,126,001	1,755,687	51,881,688

歳 出

款	項	補正前の予算額	補正予算額	補正後の予算額
		千円	千円	千円
1 議会費		386,613	△5,038	381,575
	1 議会費	386,613	△5,038	381,575
2 総務費		5,209,821	3,000,218	8,210,039
	1 総務管理費	4,221,284	3,017,881	7,239,165
	2 徴税費	563,898	△7,805	556,093
	3 戸籍住民基本台帳費	250,236	△1,433	248,803
	4 選挙費	116,667	△8,149	108,518
	5 統計調査費	25,026	△763	24,263
	6 監査委員費	32,710	487	33,197
3 民生費		25,294,482	△734,573	24,559,909
	1 社会福祉費	9,194,624	△68,266	9,126,358
	2 児童福祉費	10,053,309	△681,286	9,372,023
	3 生活保護費	6,046,549	14,979	6,061,528
4 衛生費		3,890,596	△66,460	3,824,136
	1 保健衛生費	1,230,103	△66,241	1,163,862
	2 清掃費	2,660,493	△219	2,660,274
6 農林業費		66,244	△607	65,637
	1 農業費	66,244	△607	65,637
7 商工費		129,906	△9,471	120,435
	1 商工費	129,906	△9,471	120,435
8 土木費		3,650,905	△150,366	3,500,539
	1 土木管理費	230,964	17,171	248,135
	2 道路橋梁費	315,603	△11,789	303,814
	3 河川費	51,786	8,433	60,219
	4 都市計画費	3,004,920	△161,868	2,843,052
	5 住宅費	47,632	△2,313	45,319
9 消防費		1,817,829	7,923	1,825,752
	1 消防費	1,817,829	7,923	1,825,752
10 教育費		5,563,172	△188,684	5,374,488
	1 教育総務費	571,300	△10,343	560,957
	2 小学校費	2,282,819	△161,485	2,121,334
	3 中学校費	845,982	△22,914	823,068
	4 社会教育費	1,017,414	△2,816	1,014,598
	5 保健体育費	465,187	1,039	466,226

款	項	補正前の予算額	補正予算額	補正後の予算額
		千円	千円	千円
	6 幼稚園費	380,470	7,835	388,305
11 公債費		3,946,294	△50,032	3,896,262
	1 公債費	3,946,294	△50,032	3,896,262
14 予備費		97,223	△47,223	50,000
	1 予備費	97,223	△47,223	50,000
歳 出	合 計	50,126,001	1,755,687	51,881,688

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	日本経済再生に向けた緊急経済対策事業	千円 1,262,555
8 土木費	4 都市計画費	都市計画道路3・4・5号線物件補償事業	5,092

第3表 地方債補正

(追加)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
河川整備事業	千円 46,000	証書借入 又は 証券発行	5.0% 以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる資 金について、利率の 見直しを行った後 においては、当該見直 し後の利率)	借入れのときより据 置を含み25年以内に 償還する。ただし、 融通条件または財政 その他の都合により 据置期間または償還 期間を短縮し、もし くは繰上償還または 低利に借り換えする ことができる。
小学校外壁等改修事業	276,500			
小学校トイレ改修事業	103,000			
小学校屋内運動場非構造部材改 修事業	231,800			
中学校外壁等改修事業	57,900			
中学校トイレ改修事業	101,100			
中学校屋内運動場非構造部材改 修事業	111,300			

(変更)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の 方法	利率	償還の 方法	限度額	起債の 方法	利率	償還の 方法
秋水園リサイクルセンター建設 事業	千円 298,600	証書借入 又は 証券発行	5.0% 以内 (ただし、 利率見直 し方式で 借り入れ る資金に ついて、 利率の見 直しを 行った後 において は、当該 見直し後 の利率)	借入れの ときより 据置を含 み25年以 内に償還 する。た だし、融 通条件ま たは財政 その他の 都合によ り据置期 間または 償還期間 を短縮 し、もし くは繰上 償還また は低利に 借り換え すること ができる。	千円 269,600	補正前と 変わらず	同左	同左
市道整備事業	34,500				29,100			
都市計画道路3・4・27号線 整備事業	88,000				72,000			
久米川駅北口整備事業	17,000				9,000			
北山公園用地取得事業	51,000				10,300			
小学校耐震補強事業	333,000				331,200			
中学校耐震補強事業	41,700				47,600			
小学校普通教室空調設備設置事 業	173,000				122,000			
中学校普通教室空調設備設置事 業	79,200				47,400			
臨時財政対策	2,555,000				2,628,870			

(廃止)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
市民スポーツセンター外壁改修事業	千円 60,700	証書借入 又は 証券発行	5.0% 以内 (ただし、 利率見直 し方式で 借り入れ る資金に ついて、 利率の見 直しを行 った後 において は、当該 見直し後 の利率)	借入れの ときより 据置を含 み25年以 内に償還 する。た だし、融 通条件ま たは財政 その他の 都合によ り据置期 間または 償還期間 を短縮 し、もし くは繰上 償還また は低利に 借り換え すること ができる。	千円 —	—	% —	—